

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事務

令和元年度丹波市一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算に関する事務

2 検査方法

関係書類等の提出を求め、当該書類に関する事項について報告を請求して、1の事務について検査する。

3 検査の付託

1の事務の検査は、予算決算常任委員会に付託する。

4 検査の権限の委任

1の事務を検査するために必要な権限は、予算決算常任委員会に委任する。

5 検査期限

予算決算常任委員会は、1に掲げる検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。